

生駒市条例第18号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年5月29日

生駒市長 山下 真

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年7月生駒市条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

18 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第15条第2項及び第3項並びに第16条第2項の規定の適用については、第15条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第16条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

(生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年9月生駒市条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

4 平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用に

については、同項ただし書中「「100分の160」と、」とあるのは、「「100分の145」と、」とする。

(生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正)

第3条 生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例(昭和31年11月生駒市条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

8 平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条の規定の適用については、同条ただし書中「「100分の160」と、」とあるのは、「「100分の145」と、」とする。

(生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第4条 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和35年9月生駒市条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

6 平成21年6月に支給する期末手当に関する第2条第5項の規定の適用については、同項ただし書中「「100分の160」と、」とあるのは、「「100分の145」と、」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。